

平成26年度第2回文化財保護委員会

1.日時・場所

平成27年 1月14日(水) 午後2時00分～午後4時00分
知立市役所 第9会議室

2.出席者

清水正明、藤井かなゑ、藤井智鶴、杉浦茂、杉浦五一、鷹巣純(以上委員)、川合教育長、石川教育部長、鶴田文化課長、篠原文化振興係長、田中主事補

3.議題

- (1) 古かしら(からくり)の文化財指定について
- (2) 遺跡出土品の文化財指定について
- (3) 市指定文化財「売茶遺墨群」の員数変更について

4.報告事項

- (1) 松並木幼木の撤去について
- (2) 知立の山車文楽とからくりのユネスコ文化遺産登録について
- (3) 萬福寺(本堂・山門・鐘楼)国有形文化財への登録について

5.そのほか

- (1) 文化財防火デーについて
- (2) 文化財の看板について

6.概要及び経過

- (1) あいさつ
委員長あいさつ
教育長あいさつ
- (2) 議題
議事の概要は次のとおり

議題(1)古かしら(からくり)の文化財指定について

清水委員長 議題(1)について、事務局より説明をお願いします。

事務局 (議題1の説明をする)

清水委員長 それではご意見のある委員はお願いします。

- 鷹巢委員 新たに指定する古かしらが資料中の表のどれにあたるのか、また「からくりのかしら 町別 作品別」という表はどのように対応するか教えてください。
- 事務局 (資料を見ながら説明する)
中新町の1点は調査の結果人形ではなく社の一部と推定され、ほかにかしらのみのものが含まれます。また西町にも人形ではありますが顔面部のみのものがございます。
- 清水委員長 今回はこの社を含めて新たに出てきた作品を追加で指定するのですね。
- 事務局 外題がわからないので、市の文化財にするのなら「知立のからくり人形」というような総称でなければ指定が難しいと思われます。
- 清水委員長 既に指定されているものに追加して指定することはできないのですか。
- 事務局 現在からくり人形の指定は、県指定は「知立のからくり」、市指定は「平治合戦からくり人形」となっているため、どちらにも含めるのも難しいと思われます。ですからそれらとは別に市で指定するためには、県指定の名称についても考えなければなりません。
- 清水委員長 「平治合戦からくり人形」を県指定に打診して、その折に今回の指定候補をその一部として指定することはできませんか。古い作品に間違いはないのでしたら、外題で分けて指定する必要はないのではないのでしょうか。
- 事務局 それが可能であれば、すべてが「知立のからくり人形」として県の文化財に指定となって良いのですが、県教育委員会によると文化財の指定には段階があり、市で指定されていないものを県で指定するのは難しいようです。
- 清水委員長 今回の指定候補は市の文化財に指定して、「平治合戦からくり人形」を県指定に打診する際に追加できると良いですね。
- 事務局 名称については県教育委員会に確認をとります。
- 鷹巢委員 県指定となっている平治合戦の人形は6点ですが、資料の表でそれに該当すると思われる「古作」は7点あります。この点について教えてください。
今委員長がおっしゃったのは、今回の指定候補を市指定のものに組み込み、県指定時に一の谷合戦の人形も一括にして指定するということですね。
- 事務局 申し訳ありませんが、資料に挙げた7点のうち、指定の6点がどれにあたるかすぐに確認できません。表にある未指定の1点が「古作」であれば指定漏れである可能性もありますので、確認いたします。
- 鷹巢委員 あるいは、あまりに破損が酷く指定していないのかもしれませんがね。
- 事務局 今回新指定候補として提案させていただきましたが、県教育委員会と協議や内部での調査が必要ですので、それらについて確認ができましたら改めて議題として挙げさせていただいてもよろしいでしょうか。
- 清水委員長 今事務局より提案があったように進めさせていただいてよろしいでしょうか。

事務局 古かしらのうち文楽の分は既に指定してありますので、新たな指定はからくりの分だけです。文楽についても指定の最終段階で修正しておりますが、指定は済んでおります。

鷹巣委員 文楽も指定時と員数が異なるのですか。

事務局 当初の昭和40年に指定された員数とはかなり異なったため、先回の文化財保護委員会において市史編さん係の調査で新たに確定した員数で修正するというご了解いただきました。それに基づいて台帳を作成し、各町にデータをお渡ししています。

清水委員長 それではもう一度整理してご説明いただけますか。

鷹巣委員 確定していること、今後調整すること、次回決めることを明らかにしてご説明いただけるとみなさんにご理解いただけたと思います。

事務局 今回山町から1点、中新町から4点、西町から1点を新指定候補として提案いたしました。しかし県指定「一の谷合戦からくり人形」は6点ですが今回お示ししたデータでは7点となっているため、未指定の1点を明らかにしたうえで新たに指定すべきか調査いたします。あわせて今後指定を目指すにあたって、名称について県指定の「知立のからくり」の変更を含めてみなさんにご審議いただきたく思います。

清水委員長 今ご説明いただいたように継続して進めてよろしいでしょうか。

(委員による同意)

清水委員長 それでは同意をいただいたということで、継続して進めていただきます。

議題(2) 遺跡出土品の文化財指定について

清水委員長 議題(2)について事務局より説明をお願いします。

事務局 (議題2の説明をする)

鷹巣委員 考古資料の文化財指定にはどのような要件があるのですか。

事務局 知立市では、考古に限らず文化財の指定に明確な要件が設けられていません。出土品が数多くある中で今回指定候補を選定するにあたり、学芸員の意見のほか市史編さんで考古部会長をされている清水委員長にもご指導いただきご提案いたしました。ほかの遺物と比較して学術的価値が高く知立市の文化財としてふさわしいかという判断は非常に難しいですが、知立市内の遺跡からの遺物の中で貴重と思われるものを候補に挙げさせていただきました。

清水委員長 私からも補足させていただきます。選定において、各時代で知立を代表すること、他市の出土品と比較して遜色がなく同程度以上であること、今後発掘調査を行っても出土する可能性が低いものであることを基準に候補を挙げました。

また本日の資料に記載されていませんが、荒新切遺跡出土の条痕文土器の甕

もぜひ候補として挙げさせていただきたいです。指定候補に天神遺跡の条痕文土器の壺がありますが、この時期は壺と甕が対になって出土します。天神遺跡では甕が、荒新切遺跡では壺が良好な状態で出土しませんでしたので、知立を代表する条痕文土器として天神遺跡の壺と荒新切遺跡の甕を対で指定候補に挙げたいと思います。

- 鷹 巢 委 員 出土地が異なるものを一括して指定するという事は問題ないのですか。
- 清水委員長 問題ないと思います。
- 杉浦茂委員 西中遺跡群の土器は調査によって出土地が明らかになっていますが、候補に挙がっている石器類については表面採集のため、間違いなくこの場所で採集されたとは断定することはできません。また現在の所有者についてはどのような状態になっているのでしょうか。
- 清水委員長 上重原散布地の尖頭器類の多くは萬福寺のご住職です。
- 杉浦茂委員 八ツ田町の木葉形尖頭器と高根遺跡のナイフ形石器はどなたが所有していますか。
- 清水委員長 何れも個人が所有されていますが、現在歴史民俗資料館に寄託されています。高根遺跡のナイフ形石器はある程度出土場所が特定できていますので、その点については心配ないと思われます。
- 鷹 巢 委 員 出土場所が明確でないものを指定することは可能なのでしょうか。考古資料においては、いつ頃のものであるかということ、またどのような状況で出土したかということで学術的な価値が確定するものと思います。出土場所が不明なものは遺構の中での出土状況に関する情報がないと思われそうですが、その点についてはいかがでしょうか。
- 清水委員長 上重原散布地の尖頭器類については、本当に上重原で採取されたものか、上重原のどこで採取されたものかということは明確ではありません。しかし上重原周辺で採取されたもので、学術的な価値が高く、上重原以外から採取したものもあるかもしれませんが一括して指定しても問題ないのではないのでしょうか。発掘調査を行ってもあれほど良質なものは出土していませんし、今後見つからない可能性もあります。
- 杉浦茂委員 所有者がご住職ですから、檀家の方が寄付された可能性も考えられますね。
- 清水委員長 ご住職が興味を持っていると知っていれば、檀家の方が採取したものを寄付しているかもしれません。萬福寺は檀家の上重原だけではありませんから、広範囲から集まってきている可能性もありますが、碧海台地での採集ととらえれば問題ないでしょう。
- 鷹 巢 委 員 今回の指定候補は、学術的に価値が認められ文化財に価するとともに、文化財に指定することで保護もしていきたいということですね。
- 清水委員長 文化財となることで、市民に広く知っていただく機会が増えるでしょう。

- 鷹 巢 委 員 市の文化財に指定するにあたって、不明確な点と評価されるべき点を明らかにして進めていく必要があると考えます。
- 文 化 課 長 条痕文土器を1点追加するとのお話がありましたが、指定候補とする方向でよろしいでしょうか。
- 清 水 委 員 長 指定候補としたいですね。この時期は壺と甕を対でとらえるべきですし形も復元できていますので、指定候補とすべきだと思います。出土地が異なりま
すので、一括でなくとも各々で指定する形でも良いと思います。
- 文 化 課 長 候補に挙げるならば、天神遺跡出土の条痕文土器棺に含めるのが良いのでし
ょうか。それとも同じ出土地の荒新切遺跡出土土器群に含めるのが良いのでし
ょうか。
- 清 水 委 員 長 天神遺跡出土の条痕文土器棺と一括しても良いでしょうし、単体で指定候補
としても良いと思います。
- 文 化 課 長 それでは6件目の指定候補として、荒新切遺跡出土の条痕文土器棺を上げさ
せていただきます。
- 清 水 委 員 長 候補として6件をご提案していますが、この中で指定は難しいと思われるも
のなどについてもご意見をお願いします。
- 杉 浦 茂 委 員 考古資料としてはまず第1案というとらえ方でよろしいですか。
- 清 水 委 員 長 これを機会に知立の代表的な考古資料を文化財に指定できたらと思います。
- 鷹 巢 委 員 出土地等について情報が不明確でも指定された例が以前にありますか。
- 清 水 委 員 長 あったと記憶しています。
- 鷹 巢 委 員 杉浦茂委員はいかが思われますか。
- 杉 浦 茂 委 員 確かに価値のある遺物だと思います。指定の流れとしては今後どのように進
めるのですか。
- 事 務 局 この委員会で承認されましたら指定調書を作成します。土器類は市が所有者
でするので問題ありませんが、個人所有のものは所有者の方に同意書をいた
だく必要があります。それらの書類を整えてから教育委員会に再度挙げ、最終
的な承認がいただければ指定されます。その後告示をして、みなさんに広く
知っていただくという流れになっております。
- 文 化 課 長 所有者が故人のものがありますが、相続等についてはどのように確認をと
りますか。
- 杉 浦 五 委 員 制限がかかって持ち出しができないということはありませんか。
- 事 務 局 寄託していただいていますので、ご子息にご寄贈を相談したいと思います。
ご寄贈いただければ市が所有者の場合と同様の手順で進めますが、現状のま
まご寄託いただけるのであれば書類を整えて印をいただくこととなります。
石器類ですから修理の心配はありませんし、所有者の方にご負担をかけ
ることはないと思われます。

杉浦五委員 個人所有のものは所有者が代替わりすると、引き続き寄託していただけるか懸念されますね。

事務局 今回ご相談する際に、ご寄贈を検討いただけないかお願いしてみます。

清水委員長 それでは、6件の遺跡出土品を新指定候補とする方向で進めることに承認いただける方は挙手をお願いします。

(委員による挙手)

清水委員長 挙手多数と認め、承認いたします。

事務局 この件につきましては、指定までの過程で再度みなさんにご審議いただく可能性もございますので、よろしくお願ひいたします。

議題(3) 市指定文化財「売茶遺墨群」の員数変更について

清水委員長 続いて議題(3)について事務局より説明をお願いします。

事務局 (議題3の説明をする)

藤井智委員 当初指定していた10通がどれかわからないのですか。

事務局 昭和40年の指定時に写真付きの台帳を作成しておらず、員数しか把握できない状況です。既に指定されている作品がわかれば今回の7点を追加指定することが可能ですが、特定が難しいため員数変更という方法を提案しました。

藤井智委員 今回は写真を付けた台帳を作成するのですね。

事務局 指定物を把握できる形で残します。調査した市史編さん係からは、無量寿寺で所蔵されている作品は本日の資料にある17点ですべてと聞いております。

清水委員長 市指定文化財「売茶遺墨群」の員数を10通から17通に変更することに承認いただける方は挙手をお願いします。

(委員による挙手)

清水委員長 挙手全員と認め、承認いたします。

(3) 報告事項

報告事項の概要は次のとおり

報告事項(1) 松並木幼木の撤去について

清水委員長 報告事項(1) 松並木幼木の撤去について事務局より説明をお願いします。

事務局 (報告事項1の説明をする)

業者からの問合せはありましたが、具体的な移設方法などに関する話はありません。業者から案が挙げられた際には、改めてこちらの委員会で相談させていただきたく思います。

杉浦五委員 以前業者から問合せがあったのは1年程前でしたね。

事務局 そのように記憶しております。土地を3つほどに宅地分譲するようで、そのうち2つは今の乗り入れから出入りできるとのことですが、もう1つは新た

に乗り入れを作らないと出入りできないそうです。乗り入れを作ることは土地の利用上やむを得ませんが、松は切らずに移設をお願いするという事で引き続き対応をしていきます。

報告事項（2）知立の山車文楽とからくりのユネスコ文化遺産登録について

清水委員長 報告事項（2）について事務局より説明をお願いします。

事務局 （報告事項2の説明をする）

現在愛知県の方でも文化財保護室が中心となって、登録に向けたイベント等を計画しているようです。知立市として登録に向けて取り組むと良いことなどについてご意見があれば、お聞かせください。過去に登録となった所では、登録決定の電話がかかってくる場面を取材されていまして、美濃和紙が登録された時には、和紙を使った飾りでお祝いをしていました。

杉浦五委員 知立の山車文楽とからくりは無形民俗文化財として国の文化財に指定されていますが、今後この伝統を伝える後継者について懸念されます。外へのPRに力を入れるだけでなく、内部の問題にも目を向ける必要があると思います。

文化課長 （ユネスコ登録に向けた県及び知立での取組みについて説明をする）

清水委員長 ユネスコに登録されるにあたり、何らかの調査が入るのですか。

文化課長 現時点ではそのようなことは聞いていません。5市1町で組織する協議会では平成26～28年で研修会を計画しておりまして、先にユネスコへ登録された美濃和紙の登録団体のもとを訪れ、指定前後の手続き等について学ぶ機会を設ける予定です。

清水委員長 美濃和紙の地元では「美濃和紙のまち」として大きくPRしているようですので、知立でも「山車文楽・からくりのまち 知立」として広くPRして、駅前などに看板等を設置できると良いですね。

文化課長 保存会でもユネスコへの登録に向けた取組みについて、神事と観光のどちらに重点をおくかというご意見がありました。その場では両方に賛同する意見がありまして、その組織をまちづくりや地域防災に活用するというご意見もありました。

清水委員長 知立の山車文楽とからくりは無形民俗文化財ですから、演じているところを見ていただくことが重要だと思います。知立まつりの奉納時以外にも上演の機会がより多く設けられると良いですね。

事務局 美濃市では道の駅に施設があり、そこで美濃和紙づくりを見学できるそうです。それとは別に会館があるようですが、道の駅のような人の往来がある所で、地元のほか旅行者等へのどのようにPRしているか研修で学んできたいと思います。

杉浦五委員 これを機に観光にも力を入れながらも、やはり神事とは切り離すことができませぬから、その点に配慮して進めていきたいですね。これまでは神事を重

んじて観光の要素を遠ざける傾向にありましたが、昨年の全国大会のように広く知立まつりの存在を知っていただくことも重要だと思います。後継者の問題もある中で、町が観光面での負担まで背負うことは難しいですから、市からの支援が必要です。

また後継者問題については、今度1月22日に知立小学校3年生にからくりについて知ってもらい講座を行います。できることから問題に取り組んでいきたいと思っています。

報告事項（3）萬福寺（本堂・山門・鐘楼）国有形文化財への登録について

清水委員長 報告事項（3）について事務局より説明をお願いします。

事務局 （報告事項3の説明をする）

清水委員長 萬福寺は先に耐震工事を実施されていましたね。

文化課長 その工事が障害となって文化財に登録するのは難しいとの見方もありましたが、文化庁の方に見ていただいたところ問題ありませんでした。

事務局 文化庁の方が直接ご覧になって問題ないとのことご回答でした。ですから、このまま順調に進めば文化財に登録されるでしょう。

この登録に関しましては、国に提出する調査資料の作成にあたり、必ず専門家による学術的なご意見が必要となります。また登録候補として挙げるには、まず所有者の方からこちらにその意思をお伝えいただき、その上で調査費用をご負担いただかなければなりません。ですから所有者の方にそのような意志がなければ、学術的価値の高い建造物でも登録は難しいです。今回は、耐震補強を請け負った業者が登録に必要な書類作成に長けていたということもございまして、登録を目指す運びとなったと聞いております。

清水委員長 今事務局より説明があったように進められておりますので、ご承知おきください。

（4） そのほか

そのほかの概要は次のとおり

そのほか（1）文化財防火デーについて

清水委員長 そのほか（1）について事務局より説明をお願いします。

事務局 （そのほか1の説明をする）

清水委員長 ご意見・ご質問があればお願いします。委員のみなさんにおかれましては、ご都合があえばご臨席賜ればと思います。

そのほか（2）文化財の看板について

清水委員長 そのほか（2）について事務局より説明をお願いします。

事務局 （そのほか2の説明をする）

- 藤井智委員 池鯉鮒宿本陣跡の文案に「寛文頃」とありますが、表現が不明確ですから「寛文年間」、「17世紀中期」等にはいかがですか。一般の市民の方がご覧になった時に、そのような表現の方がわかりやすいと思います。
- また「没落したため」という表現も気になります。本陣職の交代はどこの宿場でもあることですから、峰家から永田家へ交代したことがわかれば十分だと思います。この文章ならばこの言葉がなくとも成立しますので、削除してはどうでしょうか。
- 鷹巣委員 永田家に交代した年号が明確でないならば、「寛文2年には」など、確実にわかっている情報を使った表記にしてはどうですか。
- 杉浦茂委員 この文案は、覚書帳の情報から作成されたのですか。
- 事務局 永田家への交代については、『知立市史5池鯉鮒宿帳』の中に記述がありますので、文案では「寛文頃」といたしました。
- 藤井智委員 それならば、「寛文2年の〇〇の資料にこのようにある」という表現ではどうですか。
- 鷹巣委員 寛文7年という意見があるということは根拠となる文書があるのでしょうか、寛文2年の文書の内容から確かに交代したということができないという見方もあるのでしょうか。
- 藤井智委員 明確な表現を避けるなら、やはり「寛文年間」として西暦をあわせて表記するのが良いでしょう。
- 鷹巣委員 古城塚の文案に「古銭三十余貫（約百五十kg）」、「三十六貫（約百三十五kg）」とありますが、重さは実際に量ったのですか。
- 事務局 1貫=3.75kgで計算した数値を記入しています。
- 藤井智委員 この「貫」というのは重さの単位の方ではないのでしょうか。
- 鷹巣委員 そのように考える方が自然ですね。重さの単位でないならば、キログラムでの表記を削除した方が良いでしょう。
- 藤井智委員 銭1貫が1,000枚ということを書いておいた方が、読み手に対して親切でしょう。ですから表記としては「三十余貫（銭30,000枚余）」とするのはいかがですか。
- 文化課長 銭の表現方法については、ここで書かれている「貫」が重さと通貨のいずれの単位のことなのかを明らかにしたうえで、再提案させていただきます。この記述の根拠が明らかにできない場合には、キログラムの表記を削除するなど文案を再検討します。
- 清水委員長 修繕の際にこのように文書を残すのは良いことだと思います。また今回のように委員のみなさんにご意見を伺うのも必要でしょう。
- 鷹巣委員 表現方法については、間違っている部分の訂正だけでなくよりわかりやすい表現へ変えていくことも必要ですね。

清水委員長 古城塚は徐々に形が崩れてきており、来迎寺のご住職も気にかけてみえます。以前測量した寸法から変わっているので再度測量し直して、将来的には以前の状態に戻すことも検討する必要があると思います。

鷹巣委員 安城市では看板の修繕の際に図を入れてあります。古城塚でしたら、当初の寸法がわかる図を看板に書き入れると現状との違いがよくわかると思います。

文化課長 本陣跡の石標は文字のある面が防火水槽の方に向いていて見えないというご意見をいただきました。

清水委員長 本陣跡については、看板を立てる位置についても以前議論になりました。

文化課長 石標の向きは全国大会の折に複数の方からご指摘いただきました。また今の場所にあることが好ましくないというご意見もありました。

事務局 確かに旧東海道沿いにあるべきものと思いますが、民地ですから看板を立てるのは難しい状況です。また本陣の敷地は広がったので、現状の位置も含まれると聞いています。

清水委員長 しかし、現在の位置が本陣の敷地にかかっていたとは判断しかねますね。

鷹巣委員 看板を修繕する前に場所を再検討する必要があるのではないのでしょうか。

清水委員長 本陣が建っていた正確な位置は時代によって異なるので、その点でも難しいですね。以前本町公園に移設するという話もありました。

文化課長 本町公園の辺りも本陣の敷地に含まれるのですか。

清水委員長 幕末の本陣ならば敷地に含まれるのは本町公園の向い側です。

鷹巣委員 それならば望ましい措置は、本町公園に移設したうえで看板に向かいが本陣の敷地であったことを書くという方法でしょう。何にしても、今の状況では事実誤認ということになりますね。

事務局 本陣跡については、設置場所も含めて再検討させていただきます。

杉浦茂委員 経塚には看板は設置されていないのでしょうか。

事務局 現在はありません。昭和55～56年に木製の看板が設置されていますが、その後平成2年に現在の金属製の看板に立てかえる際に設置されなかったようです。

清水委員長 経塚は市の文化財にも指定されていませんが、知立にとっては伝説の地として非常に重要です。

事務局 経塚のある場所は個人の土地で畑となっていますので、難しいですね。

清水委員長 ほかにご意見がないようですので、連絡事項等ありましたらお願いします。

文化課長 (連絡事項を伝える)

清水委員長 ほかにないようですので、これで平成26年度第2回目の文化財保護委員会を終わります。